

左京民主商工会 第68回定期総会方針 2022年12月11日

一、開催にあたって
新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が始まり3年が経過しようとしている。また、政府の円安政策による物価高によって、多くの事業者の生業と暮らしが危機的状況に陥っている。今こそ政府にしっかりと対策を求めていく時期である。

こうした情勢の中で、第六十八回定期総会を迎えた。左京民商は、民商全商連運動の理念(①民商運動は、会員の利益・幸せだけでなく、中小業者全体・大きくは国民全体の幸福とつながっている。②団結こそ何ものにも勝る宝である。自らが大きく団結したときこそ、中小業者の切実な要求を実現することができる。③中小業者は、共通する要求で、労働者・農民などの国民各層どとともにたたかうならばその要求実現の道をさらに大きく切り開くことができる。)に基づいて運動を進めてきた。

今総会の目的は、中小業者から期待される要求運動の前進と、民商を強く大きくする方針を確立する、そして、方針実践の先頭に立つ役員を選出することである。

二、政治・経済の情勢

長引くコロナ禍に対する支援策が国や行政で打ち出された。国による事業者への直接支援は持続化給付金→一時支援金→月次支援金→事業復活支援金と、続けられてきたが今年の3月分で打ち切られている。京都市や府による支援は、国直轄のものを除けば直接支援は無く、経費に対する補助金が数回出されてきた。直近の京都市総合支援補助金では、家賃や公共料金などの固定費も補助の対象になるという画期的なものとなつた。事業者への支援は先細る一方であるがコロナ禍は続いている。売上がコロナ前と比べると大幅に減少した状態が続いている事業者も少なくない。今後は、据え置き期間が終了し融

三、要求実現の運動

①コロナ禍や物価高騰を乗り越えて事業継続を

かつてない経営危機の中で事業を継続していくために支援制度の活用支援を進めていく。それと同時に、制度の継続と活用しやすいものへの改善を国や京都府・京都市に求めていく。また、大きな負担となっている税と社会保険料は、減免制度や猶予制度を知らせて活用していく。国保料の滞納による国保証の取り上げを許さない取り組みと、国保料・介護保険料の引き下げの運動をすすめる。

②消費税減税とインボイス制度中止の運動を

消費税率を当面5%に戻す運動と同時に、インボイス制度の導入に反対する。インボイス制度が導入されると中小業者への事務負担が大きくなるだけでなく、年間売上一千万円未満の免税事業者へ税負担を強いる内容になつていて、免税事業者が取引から排除される可能性もある。消費税減税の代わりに段階的に引き下げられてきた法人税や大企業のみしか活用できない減税制度を改め、適切に課税すべきである。また株式の配当など不労所得に対する課税も強化すべきである。本来、税金には負担能力の高い人は高い率で課税し、低い人は低い率にして、経済活動で生じた格差を是正する役割がある。

③自王記帳、自王計算、自王申告活動を強める。

記帳を自分で行うことによって経営状況を自ら把握することができる、融資や補助金獲得の際などに役立つことがある。今年も、パソコン、手書きを問わず、一人ひとりに合

④ 経営対策をすすめる

売上を伸ばしていくことや経営のためのヒントが得られるような会員同士の仕事の交流や、民商会員の仕事と商売をインターネットホームページ「元気なお店」で発信していく取り組みなど進める。ホームページがいつそう経営対策に役立つよう、内容の改善をすすめる。また、会員自らがSNSなどでインターネットを活用していくようサポートをする。

⑤ 納税者の権利の確立を

納税者の権利を無視した乱暴な税務調査が報告されている。そこで納税者の権利を主張していくことを中小業者の中に広く知らせることを中での調査は2件あった。

⑥ 改憲・大軍拡に反対する

7月の参議院選挙の結果から改憲への策動が勢いを増す可能性がある。国政選挙が最大で3年間おこなわれない時期となる。政府は防衛費の大幅な増額と改憲を主張している。世論調査では改憲は関心が低く、議論する時期ではないといふ風潮が強い。そもそも憲法は國家権力から国民の権利を守るために制定されている。憲法違反の法律を制定し、まともな審議なしに強行採決を繰り返す自民党政権から立憲主義を取り戻すことが急務である。

② 仲間増やしの活動

④ 強大な民商を

① 組織強化の活動

役員の高齢化にともない民商運動が弱まってきている。30代、40代の比較的若い自営業者の要求を重視して、民商の運動への参加を働きかける。また、会員の要求を実現し、魅力ある民商作りには、支部役員会、班会の開催が必要である。これらが開けるように実態に合わせた班の再編に取り組む。

この一年間、民商のチラシを配

総会で選出された役員

役職	氏名	職業	支部
会長	和田 茂雄	獣医師	北白川
副会長	田中 靖雄	着物染色加工	錦林
副会長	村山 洋介	雑貨卸売業	養徳
会計	渡辺 文子	整体	錦林
事務局長	山口 真一	事務局専従	
理事	山田 恵美子	印刷	新洞・川東
理事	岸本 忠明	労働者	錦林
理事	猪倉 靖三	玩具販売	下鴨・葵
理事	山田 捷治	不動産賃貸業	三錦
理事	西川 正	ハウスクリーニング	北白川
理事	湯口 真智子	自動車整備	養正
理事	前川 致一	左官	修学院
理事	三宅 良成	仕出し 飲食	洛北
会計監査	草野 晓	自然食品販売	北白川
会計監査	池内 弘	印刷	洛北

一、開催にあたって
新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が始まり3年が経過しようとしている。また、政府の円安政策による物価高によって、多くの事業者の生業と暮らしが危機的状況に陥っている。今こそ政府にしっかりと対策を求めていく時期である。

こうした情勢の中で、第六十八回定期総会を迎えた。在京民商は、民商全商連運動の理念(①民商運動は、会員の利益・幸せだけでなく、中小業者全体・大きくは国民全体の幸福とつながっている。②団結こそ何ものにも勝る宝である。自らが大きく団結したときこそ、中小業者の切実な要求を実現することができる。③中小業者は、共通する要求で、労働者・農民などの国民各層と、ともにたたかうならば、その要求実現の道をさらに大きく切り開くことができる。)に基づいて運動を進めてきた。

今総会の目的は、中小業者から期待される要求運動の前進と、民

三、要求実現の運動

①コロナ禍や物価高騰を乗り越えて事業継続を

かつてない経営危機の中で事業を継続していくために支援制度の活用支援を進めていく。それと同時に、制度の継続と活用しやすいものへの改善を国や京都府・京都市に求めていく。また、大きな負担となっている税と社会保険料は、減免制度や猶予制度を知らせて活用していく。国保料の滞納による国保証の取り上げを許さない取り組みと、国保料・介護保険料の引き下げの運動をすすめる。

②消費税減税とインボイス制度中止の運動を

消費税率を当面5%に戻す運動と同時に、インボイス制度の導入に

資の返済が始まる事業者が多くなり、返済困難となる事業者が出てくることが予想される。こうした中事業者の現状を把握し、適切な対策を打っていくことが国や行政には求められている。

た記帳スタイルを支援していく。

④ 経営対策をすすめる

売上を伸ばしていくことや経営のためのヒントが得られるような会員同士の仕事の交流や、民商会员の仕事と商売をインターネットホームページ「元気ばあ店」で発信していく取り組みなど進める。ホームページがいつそう経営対策に役立つよう、内容の改善をすすめる。また、会員自らがNPOなどインターネットを活用していけるようサポートをする。

⑤ 納税者の権利の確立を

納税者の権利を無視した乱暴な税務調査が報告されている。その中で納税者の権利を主張していくことを中小業者の中に広く知らせる運動に取り組む。今年は、会員の中での調査は2件あった。

⑥ 改憲・大軍拡に反対する

7月の参議院選挙の結果から改憲への策動が勢いを増す可能性がある。国政選挙が最大で3年間おこなわれない時期となる。政府は防衛費の大幅な増額と改憲を主張し

布する宣伝や会員からの紹介で、一人の入会者を迎えることができた。一方で会員の高齢化と廃業、経営困難による退会者が25人あつたため会員数は一4人の後退となつた。

左京区の全ての業者に民商を知らせる宣伝活動は仲間増やの活動の重要な一步である。宣伝ビラの配布を工夫しておこなつ。またホームページやSNSで民商の活動紹介や商売に役に立つ情報を発信している。「こうしたインターネットによる情報発信にも力を入れる。支部・本部での宣伝行動参加者が増えるよう手立てを尽くす。ビラ書き活動に参加できる会員を募り日常的な宣伝活動を進める。

今年度の目標は会員300人（一一月時点で275人）、商工新聞読者は常に会員の-50%をめざす。

③健全財政の確立を

この一年間では、会費の月末回収率は昨年比で後退している。目標は90%とする。問題点として、

会財政の改善のためにには、班・支部の組織活動を定着させることが必要である。

支部・班組織の弱体化や、会員の経営難や民商活動への理解の不十分による会費支払の遅れなどがある。会員の組織活動を活性化をめざす。

六、共済運動の前進

共済会をより充実したものにするために、すべての未加入の会員に加入をすすめ、民商会員加入率80%の回復をめざし、(現状75%)助け合い活動への参加をよびかけた。

七、おわりに

この間、長引く新型コロナウイルス感染拡大による影響と円安政策による未曾有の物価高が中小事業者の営業と暮らしを襲っている。民商はこれまで道理・団結・共同の理念で幾多の困難を乗り越えてきた。今こそ民商の出番の情勢である。中小事業者の苦難解決のための運動をすすめていく。

創意工夫を發揮してこの一年間運動に取り組もう。

一、開催にあたって

ス感染症の世界 3年が経過しよ

資の返済が始まること事業者が多くなり、返済困難となる事業者が出てくることが予想される。こうした中

た記帳スタイルを支援していく。
④経営対策をすすめる
売上を伸ばしていくことや経営

布する宣伝や会員からの紹介で一人の入会者を迎えることができた。一方で会員の高齢化と廃業、経

支部・班組織の弱体化や、会員の経営難や民商活動への理解の不十分による会費支払の遅れなどがある。

六、共済運動の前進

共済会をより充実したものにするために、すべての未加入の会員に